

傍 聴 要 領

都谷川流域水害対策協議会

1 傍聴者の決定

傍聴は10名以内とし、先着順とする。受付は会議開催時刻5分前までに会場に入室し、会場入口付近の受付で、氏名・住所を受付簿に記入するものとする。

ただし、報道関係者については、別に傍聴を認める。

2 傍聴者が守るべき事項

傍聴者は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食又は喫煙をすること。
- (3) 私語、談話、拍手等をすること。
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
- (5) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をすること。
ただし、事務局の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をすること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は傍聴にあたり事務局の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反し、かつ事務局の注意に従わないときは、退場していただく場合がある。

4 オンライン開催時の特例

オンライン開催時の取扱いを次のとおり定める。

- (1) 傍聴の定員は10名以内とし、決定方法は上記1を準用する。
- (2) 傍聴希望者は別に定める期日までに氏名・住所・電子メールアドレスを事務局に届け出るものとする。
- (3) 事務局は決定した傍聴者に対し、届出のあった電子メールアドレス宛にオンライン傍聴に必要なパスワード等を連絡する。
- (4) 傍聴用のURLやパスワード等を他者に漏らしてはならない。
- (5) 他者が会議の映像や音声を視認又は視聴できる環境で傍聴してはならない
- (6) 会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。
- (7) 傍聴中は録音、録画、写真撮影等は行わないこと。
ただし、事務局の許可を得た場合はこの限りではない。